国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和７年３月 27 日
大臣官房官庁営繕部

公共建築工事標準仕様書 令和7年版等を制定しました

～働き方改革、生産性の向上への配慮、木材利用の推進等の取組を反映～

国土交通省では、国の一般的な事務庁舎への適用を想定し、建築物の品質及び性能の確保、設計図書作成の効率化並びに施工の合理化を図ることを目的として、「公共建築工事標準仕様書」等を作成しています。この度、働き方改革、生産性の向上への配慮、木材利用の推進等の施策を反映し、令和７年版の制定を行いました。

これらの技術基準は、令和７年４月１日より官庁営繕工事に適用されます。

■ 今回制定を行った技術基準

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）令和7年版
- 公共建築木造工事標準仕様書 令和7年版
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）令和7年版

■ 令和4年版からの主な変更点

（1）国としての施策への対応

○ 働き方改革、生産性の向上への配慮

「公共建築工事標準仕様書 令和7年版」ほか

- 工期の変更における円滑な受発注者間の協議のため、受注者の責によらない事由が生じ全体工期に影響を及ぼす場合は監督職員へ報告する規定を追加。
- 情報通信技術の活用に関し、情報共有システムによる書面の提出等や、遠隔臨場についての規定を追加。

○ 木材利用の推進

「公共建築木造工事標準仕様書 令和7年版」

- 都市（まち）の木造化推進法を踏まえ、混構造を含めた多様な木造化にも対応できるよう見直し。

（2）関係法令、基準、規格等との整合

（3）全国的な市場性や施工実態を踏まえた仕様の見直し

※ 詳細については、HP をご参照願います。

（国土交通省 HP）
官庁営繕の技術基準 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

＜問合せ先＞ 大臣官房官庁営繕部 代表 03-5253-8111

・【建築工事編】	整備課 建築技術調整室	廣瀬（内線 23463）、河本（内線 23464）	直通 03-5253-8240
・【電気設備工事編】	設備・環境課	近藤（内線 23742）、中山（内線 23744）	直通 03-5253-8246
・【機械設備工事編】	設備・環境課	伊草（内線 23743）、鈴木（内線 23746）	直通 03-5253-8246
・【木造工事】	整備課 木材利用推進室	佐藤（内線 23663）、安生（内線 23475）	直通 03-5253-8949